「拠点滞在型観光×三重」ブランディングに向けた 観光資源の魅力創出モデル事業

【タイプB: 既存の体験型コンテンツの磨き上げ】 【公募要領】

(受付期間) 5月21日(土)~6月10日(金)17:00 [締切厳守]

◇ 申請書等は「三重県プレスリリース」より取得して下さい。 【三重県プレスリリース】

(https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032300145.htm) やむを得ない理由により申込書の取得が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

(本事業のお問い合わせ先)

- ◇ 「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業事務局 TEL:080-4922-9205
- ◇ 事務局の対応時間は平日9:30~17:30(土日祝日を除く。)となります。 ご不明な点があればお問い合わせください。

「観光三重」インフォメーション https://www.kankomie.or.jp/information

令和4年5月 「拠点滞在型観光×三重」ブランディング モデル事業事務局

【目 次】

Ι.	4	事	業の	目	的	ے	内	容																							
1	١.	本	事業	の	目	的	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2
2	2.	本	事業	の	流	ħ	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2
Ⅱ.	支	え援え	対象	事:	業:	者	の	要	件	及	び	支	援	内	容																
1	١.	支持	爰対	象	事	業:	者	の [:]	要	件	•					•				•	•			•			•	•		•	3
2	2.	支持	爰内	容					•	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•	•			•	•			•	3
Ⅲ.	Ħ	請	手続	•									•	•			•		•	•	•	•		•	•	•			•		4
IV.	亿	卜験 3	型コ	ン	テ	ン	ッ	の :	選	定																					5

I. 本事業の目的と内容

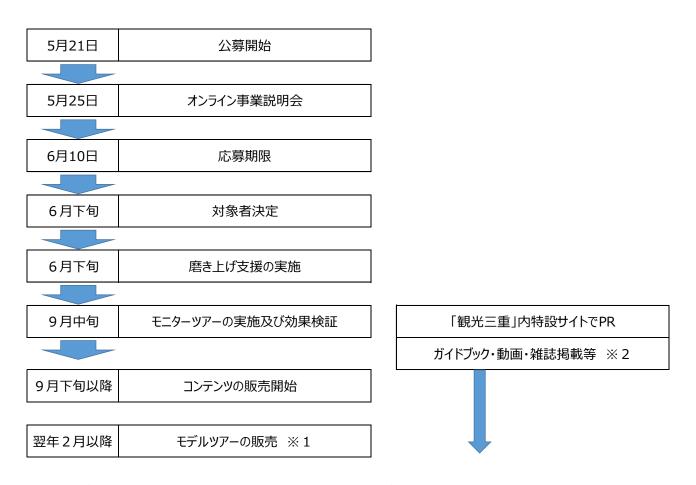
1. 本事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大による県内経済への影響で観光事業者の経営環境は逼迫した状況が続く中、アフターコロナに向けて、三重県を訪れた旅行者の宿泊施設等を拠点とした県内での滞在を促進するため、三重県ならではの高付加価値な滞在型観光コンテンツの創出や観光コンテンツを活用した新たな周遊ルートを創出するモデル事業を実施し、拠点滞在型観光の先進地としての新たなブランドを確立することを目的とします。

2. 本事業の流れ

- (1)支援対象事業者は、申込書(様式1、3及び5)を記入の上、電子メールにより事務局まで提出してください。
- (2)提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択された事業者に以下Ⅱ 2. の支援を実施します。

<【タイプB】既存の体験型コンテンツの磨き上げスケジュール>



- ※1:モデルツアーの販売は販売期間の季節性や設定日数等、モデルツアーのテーマ等を考慮の上、対象となる体験型コンテンツを選定いたします。モデルツアー販売が確約されるわけではありません。 あらかじめご了承ください。
- ※2:告知宣伝は、メディアとの親和性や季節性等を考慮の上、対象となる体験型コンテンツを選定いたします。 すべての広報媒体への掲載が確約されるものではありません。あらかじめご了承ください。

Ⅱ. 支援対象事業者の要件及び支援内容

1. 支援対象事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を支援対象事業者とします。

- (1) 県内の地方公共団体、県内の観光地域づくり法人(DMO)、県内の観光協会、民間事業者(個人事業者を含む)であること。ただし、民間事業者が実施する場合は、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会等と連携すること。
- (2) 地方公共団体以外が事業主体になる場合は「みえ安心おもてなし施設認証制度」へ登録すること。
- (3) 完成したコンテンツを次年度以降も自発的にブラッシュアップしながら、継続的に運営、販売を実施していく意欲があること。
- (4) 既存のコンテンツの商品性、受入体制、商品単価等を見直し、利用者数の増加、売上拡大に向けて取り組む意欲があること。

2. 支援内容

- 既存の体験型コンテンツの商品価値の向上に向けた支援
 - (1) 専門家等による伴走型のアドバイス
 - ・地域資源の価値とマーケットニーズを勘案した魅力的なプログラムづくり
 - ・マーケット目線での商品価値を考慮した料金の設定
 - プログラムをガイドする人材の育成
 - 利用者の増加に向けた情報発信の在り方や販路拡大に向けた販売体制
 - ・コンテンツをブラッシュアップするための KPI マネジメント等の管理手法等
 - (2) 課題を抽出するモニターツアーの実施
 - (※) モニターツアーの実施は、9月中旬を予定しているため、体験コンテンツの設定日や季節が限定されたものである場合は、モニターツアーを実施できない場合があります。
- 〇 完成した体験型コンテンツに係る支援
 - (3) 動画やガイドブック、OTA(じゃらん/アソビュー)等を活用したプロモーション
 - ・企画開発したコンテンツをネット販売するために必要となる写真素材の提供 (※)写真素材は、限られた気象条件下で体験するコンテンツや、短期間での季節限 定コンテンツ等、撮影期間内での体験の設定が困難なコンテンツについては、写真 素材の提供ができないことがあります。
 - 「観光三重」の特設サイトでのコンテンツの情報発信
 - ・OTA(じゃらん/アソビュー)等を活用したコンテンツの販売支援
 - ・動画や雑誌、SNS を活用した情報発信
 - ・5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)別のコンテンツガイドブックによる情報発信
 - ・旅行博や商談会での情報発信
- (4) モデルツアーの販売(令和5年2月以降)
 - (※) 販売期間の季節性や設定日数等、モデルツアーのテーマ等を考慮の上、対象となるコンテンツを選定いたします。モデルツアー販売が確約されるわけではあ

りません。あらかじめご了承ください。

(1)~(4)にかかる経費はすべて事務局が負担します。但し、事務局を介さずに、 事業者独自の判断によって行った体験型コンテンツの磨き上げやプロモーション等に 関わる費用はこの限りではありません。

なお、磨き上げにあたって必要となる設備や備品、消耗品等は事業者の負担となりますが「魅力的な観光地づくり補助金」(三重県観光局観光政策課)や「地域独自の観光 資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」(観光庁)との併用が可能です。

(※)「魅力的な観光地づくり補助金」(三重県観光局観光政策課)や「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」(観光庁)と併用する場合は各事業で実施する部分の区分けを明確に記載してください。

Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、電子メールにより事務局まで提出して下さい。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

- (1)申請書類の受付期間 令和4年5月21日(土)から令和4年6月10日(金)17時まで
- (2) 申請先メールアドレス miryokumie@bsec. jp
 - ※申請後3日以内に、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。 万一届かない場合は、事務局宛にご連絡ください。
 - ※やむを得ず、メールでの申請が困難な場合は事務局までご相談ください。

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業事務局

TEL: 080-4922-9205 (平日9時30分から17時まで)

- (3) 支援対象者決定の際に重要となるポイント
- ・三重県独自の観光資源を活用した、既に商品化されている体験コンテンツについて、 売上拡大に向けて抜本的な改善を図りたい意欲があること。
- 商品の改善や受入体制の強化により売上拡大が図れるポテンシャルがあること。
- ・近隣宿泊施設との連携が可能で旅行者の滞在の長期化を促進することが可能なもので あること。
- ・「文化・歴史」、「食」、「自然」、「ナイトタイム」、「サスティナブル」のいずれかがテーマであること。
- ・【民間事業者の場合】自治体や観光協会、DMO等、観光地域づくり団体と連携可能であること。
- 造成したコンテンツについては、令和5年度以降も販売を継続する意欲があること。
- OTA への掲載や自社サイトでの予約受付など、オンラインでの予約受付を行うことがが可能であること。
- (4)提出書類

申請書等は「三重県プレスリリース」より取得して下さい。

○三重県プレスリリース

(https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032300145.htm)

提出書類名	様式名	形式						
申請書	様式 1	Excel						
既存体験コンテンツ概要	様式3	Excel						
体験型コンテンツ企画シート	様式 5	PowerPoint						

(5) 留意点

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・提出書類は、「みえ観光の産業化推進委員会情報公開規程」に基づき、不開示情報 (個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となり ますのでご了承ください。
- 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提案書の差し替え及び再提出は、原則認めません。なお、特定後においても提案書 の記載内容の変更は、原則認めません。
- ・提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・提案書の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・本契約により制作された制作物の著作権はみえ観光の産業化推進委員会に帰属する こととします。

Ⅳ. 体験型コンテンツの選定

(1) 採択数

30本以上

(2) 選定方法

- ・有識者を含む委員会において、「(4)選定の観点」に基づいて総合的に評価を 行った上で、選定を行います。
- ・なお、必要に応じて申請者等に対してヒアリング等を実施する場合がありま す。

(3) 選定委員会の構成

事務局が選定した全国の売れるコンテンツを知る有識者とみえ観光の産業化推進 委員会による選定委員会を構成します。

(4)選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。なお、評価基準の配点等の質問に関するお答えはできません。

- ① 事業目的との整合性
- ② 商品の改善に向けた意欲
- ③ 商品や受入体制の潜在的なポテンシャル
- ④ 実施体制・継続性(次年度以降も実施可能な実施体制・継続性があるか)
- ⑤ 収益性(旅行者がお金を払う価値がある商品になる要素があるか)
- (5) 選定結果の決定及び通知

採択する案件の決定後、6月下旬頃に申請者に対して結果の通知を行います。 個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。